

一坪チャレンジスペース 利用規約

本規約は、柳川ブランド推進協議会（以下「運営者」という。）が運営する一坪チャレンジスペースにおいて、運営者が指定する空き店舗の一面（以下「チャレンジスペース」という。）で個人や試し運営等により出店しようとする事業者（以下「出店者」という。）に利用いただくにあたり、その条件を定めるもの。本規約に同意し、かつ運営者の利用承認を受けた方に限り、チャレンジスペースを利用できるものとし、利用にあたっては、本規約に定める事項を厳守すること。

1. 申込資格

チャレンジスペースに出店申し込みできるのは、下記の要件をいずれも満たす方とする。

- (1) 柳川市に住む個人または、柳川市に住所のある法人、その他団体であること
- (2) 地域・商店街・運営者の活動に積極的に参加し、協調性が維持できる方
- (3) 暴力団・暴力団員等、その他の反社会的勢力でないこと
- (4) 店舗責任者を配置し、自己の責任において営業行為ができること

2. 出店業態の制限

チャレンジスペースでは、出店内容を運営者に事前通知し、承認を得ること。尚、以下業態は出店を認めない。

- (1) 飲食業（厨房がないため）
- (2) 公序良俗に反する業態
- (3) 風営法に関する風俗営業
- (4) その他、運営者が不適切と判断した業態

3. 禁止事項

出店者は次の各号に掲げる禁止事項を行ってはならない。

- ① 運営者、ほかの出店者の利用者および周辺住民に危険または迷惑を及ぼす行為
- ② 運営者が承認した業態外でチャレンジスペースを使用すること
- ③ チャレンジスペースに宿泊すること
- ④ チャレンジスペースの全部または一部を事前連絡なく第三者に利用させ、若しくは出店に係る権利を譲渡または担保に供すること
- ⑤ 運営者の許可なく、レンタルしたチャレンジスペース以外の箇所を、造作、模様替えまたは工事を行うこと
- ⑥ その他の運営に支障を及ぼす行為を行うこと

4. 出店の申込み

チャレンジスペースへ出店を希望する者は、次の各号に定める書類（以下「申込書等」という。）を出店希望日の原則 2 週間前までに運営者に提出するものとする。

- ① チャレンジスペース出店申込書（様式 1 号）
- ② その他、運営者が必要と認める書類

5. 出店の決定

運営者は、出店を希望する出店者の申込書等を厳正に審査したうえ、出店の認否を決定し、申し込みから1週間以内に出店者にその旨を通知する。

6. 利用期間等

- (1) チャレンジスペース利用期間は、2023年12月1日から2024年3月31日まで設置する。
- (2) チャレンジスペースの利用期間は金曜日から火曜日までの1週間単位とし、最長で4週間までとする。尚、水曜、木曜日は定休日とする。
- (3) 営業時間は午前10時から午後7時までとする。尚、営業時間の前後1時間を準備時間として使用できる。

7. 賃料等

賃料は1区画1週間2,000円、4週間5,000円とする。支払時期、支払方法は運営者の指示に従うこと。

8. 出店の中止

出店者が承認を受けた利用期間において、契約の解除を希望する場合は、希望する解約日の3日前までに書面にて運営者に通知するものとする。

9. 天災等による本事業の終了

- (1) 運営者は、天災地変その他の運営者または出店者の責めに帰することができない事由により、出店者がチャレンジスペースを利用できなくなった時は、本事業を終了するものとする。
- (2) 運営者は、前項により出店者が被った損害について、一切の責めを負わない。

10. 契約終了時の原状回復

出店者は、運営者から承認された利用期間の終了日までにチャレンジスペースを原状回復しなければならない。

11. 事業損益の取扱

チャレンジスペースに関する事業で発生した収益および損失は、出店者に帰属するものとする。

12. その他

- (1) 本規約に定めのない事項および利用期間中のチャレンジスペースに係る諸問題については、運営者および出店者は信義則に基づき協力して問題の解決にあたらなければならない。
- (2) 不明な点は、運営者に確認すること。